

笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨及び理由

市立病院の使用料等について、地域医療センターかさまの整備に伴い、患者の療養環境が向上することや、健康診断の受託増加による医師の診断書作成に要する時間等を鑑み、個室料及び文書料を改定するものです。また、新たに人間ドックを実施することから、併せて利用料金の設定をするものです。

2 内容

(1) 個室料

(単位：円／日)

	変更前	変更後	差引額	実績
市内の患者	2,050	3,240	1,190	851日
市外の患者	3,080	4,320	1,240	213日

(2) 文書料

(単位：円)

	変更前	変更後	差引額	実績
普通診断書	1,020	2,160	1,140	24通
健康診断書	1,020	2,160	1,140	193通
就職診断書	1,020	健康診断書へ		
普通証明書	1,020	1,080	60	2通
死亡診断書	2,050	3,240	1,190	98通
同 写し	1,020	1,080	60	1通
死体検案書	4,110	5,400	1,290	2通
身体障害診断書	510	特別診断書へ		
特別診断書	3,080	3,240	160	9通
良導絡自律神経調整療法	1,020	特別診断書へ		
入院証明書	5,140	5,400	260	40通

(3) 人間ドック

(単位：円)

	変更前	変更後	差引額	H30年度予定
日帰り人間ドック	新規	39,960		100人

3 改正の適用時期

平成30年4月1日

4 料金の設定

厚生労働省の「療養の給付と直接関係のないサービス等の取扱いについて」の通達によると、「徴収費用については、社会的にみて妥当適切なものとすること」としている事から、近隣病院との参酌による料金を設定いたしました。

また、市の「使用料及び手数料の見直しに関する基本方針」においては、病院事業のサービスの性質上、笠間市独自での設定を対象外としていますが、下記のとおり料金の妥当性について検証いたしました。

【使用料等の検証】

(1) 個室料

①参考：基本方針に基づく使用料算定票で算出

管理等に係る経費÷総面積÷年間開館時間×貸出面積・時間×消費税
258,000 千円÷2,724 m ² ÷8,760 h×15 m ² ×24 h×1.08≒4,200 円

②近隣病院との比較

笠間市立病院	3,240 円～4,320 円
県立中央病院	1,100 円～19,820 円
水戸医療センター	8,000 円～18,000 円
水戸済生会	2,160 円～9,720 円
村立東海病院	5,000 円～12,000 円
病院1 (市内民間病院)	3,240 円～8,640 円
病院2 (市内民間病院)	3,800 円～6,000 円

(2) 文書料

①医師の人件費で算出

1分あたり医師の人件費×処理時間×消費税
A【普通診断書等】 206.5 円×10 分×1.08≒2,230 円
B【特別診断書】 206.5 円×20 分×1.08≒4,460 円
C【入院証明書】 206.5 円×30 分×1.08≒6,690 円

②近隣病院との比較

	【A：簡易】 普通診断書等	【B：複雑】 特別診断書等	【C：特殊】 入院証明書等
笠間市立病院	2,160 円	3,240 円	5,400 円
県立中央病院	2,380 円	3,240 円	5,730 円
水戸医療センター	2,700 円	3,240 円	5,400 円
水戸協同病院	3,240 円	5,400 円	7,560 円
村立東海病院	3,000 円	5,000 円	7,000 円
民間病院	2,337 円	3,665 円	4,763 円～ 5,927 円

(3) 人間ドック

①厚生労働省で定める診療費で算出し、諸経費を加算

[診療費＋諸経費（文書料・昼食代・被服費・人件費）]×消費税
(24,790 円＋12,160 円) ×1.08＝39,900 円

②近隣病院との比較

笠間市立病院	39,960 円
県立中央病院	43,200 円
水戸済生会	42,120 円
水戸協同病院	41,040 円
茨城県メディカルセンター	42,120 円
茨城県健診協会	40,942 円
病院1（民間病院）	41,040 円
病院2（民間病院）	39,140 円